

○神栖市保育士等人材バンク設置運営要項

平成28年2月22日

神栖市告示第14号

改正 令和2年12月16日告示第184号

令和3年8月6日告示第121号

(趣旨)

第1条 この告示は、神栖市保育士等人材バンク（以下「人材バンク」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市長は、市内の保育園、認定こども園等（以下「保育園等」という。）での就労を希望する者を支援し、市内での教育及び保育等の担い手を増やすため、人材バンクを設置する。

(登録対象)

第3条 人材バンクの登録対象となる者は、市内の保育園等において、保育士、保育補助者、看護師等として就労を希望する者とする。

(登録の申込み)

第4条 人材バンクへの登録を希望する者は、神栖市保育士等人材バンク登録申込書兼同意書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、資格を有する者は保育士証等の資格を証する書類の写しを添付するものとする。

2 市長は、登録申込書の提出があった場合は、神栖市保育士等人材バンク登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）へ登録し、市内の保育園等の長に限り、閲覧に供するものとする。

(登録の変更及び取消し)

第5条 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じた場合又は登録を取り消そうとする場合は、速やかに神栖市保育士等人材バンク登録内容変更・取消届（様式第3号。以下「変更・取消届」という。）を市長に提出するものとする。

(登録の削除)

第6条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録者名簿から削除することができるものとする。

- (1) 変更・取消届の提出があったとき。
- (2) 保育園等の長からの連絡により、採用が決まったとき。
- (3) 長期間（おおむね1年程度）にわたり理由なく連絡が取れないとき。

(4) その他登録者として不適格と認められる事実が発生したとき。

(登録の期間)

第7条 人材バンクの登録期間は、登録を完了した日から前条の規定により削除した日の前日までとする。

(登録情報の提供)

第8条 人材バンク登録情報の提供を受けようとする保育園等の長は、神栖市保育士等人材バンク登録者情報提供申込書兼誓約書（様式第4号。以下「情報提供申込書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、保育園等の長から情報提供申込書の提出があった場合は、登録申込書の写しを提供するものとする。

(留意事項)

第9条 人材バンクは、登録者に対し保育園等の職のあつせん、紹介を行うものではなく、また、保育園等に対し、登録者のあつせん、紹介を行うものではない。

2 保育園等の長は、その責任において面接を行い、採用の際には児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）その他の関係法令等に基づく基準を遵守すること。また、勤務条件等については登録者と保育園等との合意によるものであり、市長はその責任を負わない。

3 保育園等の長は、前条第2項の規定により提供された登録申込書の写しを適切に管理し、利用を終了した際にはその都度適切に廃棄しなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 人材バンクにおける個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び神栖市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年神栖市条例第3号）に定めるところによる。また、第8条第2項の規定により登録申込書の写しの提供を受けた保育園等の長は、提供された個人の情報を他人に漏らし、又は第2条に定める目的以外の用途に使用してはならない。

(庶務)

第11条 人材バンクの庶務は、保育主管課において行う。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、人材バンクの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和2年告示第184号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による申請書等は、この告示による改正後のそれぞれの告示に定める相当様式による申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

付 則 (令和3年告示第121号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による申請書等は、この告示による改正後のそれぞれの告示に定める相当様式による申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。